

## 理由

自動車運転による死傷事犯の実情等にかんがみ、事案の実態に即した処分及び科刑を行うため、悪質かつ危険な運転行為により人を死傷させた者に対する罰則を強化するとともに、過失による軽傷事犯における刑の裁量的免除の規定を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。